

5-10 速度抑制装置

5-10-1 装備要件

(1) 次の自動車（最高速度が90Km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。（保安基準第8条第4項関係）

- ① 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のもの
- ② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90Km/h以下となった場合であつて、次に掲げる改造のように改造の方法が別添1「改造自動車審査要領」の「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」に含まれないときは、当該自動車は、(1)の最高速度が90 km/h以下の自動車に該当しないものとする。

- ① インジェクションポンプ・ガバナ部等の調整
- ② アクセルペダルのストッパーボルトの改造又はレバー比の変更等
- ③ 変速レバーの作動を制限する改造、トランスミッションのギアの取り外し等のトランスミッションが高速段に入らない改造

5-10-2 性能要件

5-10-1の速度抑制装置は、自動車が90Km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、書面、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第8条第5項関係、細目告示第166条第2項関係）

- ① 平成15年9月1日以降に製作された自動車及び平成15年8月31日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車に限る。）にあつては、次に掲げる基準に適合すること。（細目告示第166条第2項第1号関係）

ア 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する封印その他の措置が自動車に適正に施されていること。

イ 次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。



（備考）

- （ア） 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が130mm以上の円、車室内に表示

するものについては直径が30mm以上の円とする。

(イ) 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては25mm、車室内に表示するものについては7mm以上とする。

(ウ) 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。

② 平成15年8月31日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合すること。（細目告示第166条第2項第2号関係）

ア 公的試験機関が発行した様式3による試験成績書により細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。

イ 試験成績書に記載されている速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

ウ ①イの標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。

③ 平成15年8月31日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）であつて、運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準 第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成15年7月7日国自技第68号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付されている自動車にあつては、②の規定にかかわらず、次の規定（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにあつてはア、イ及びウの規定）に適合すること。（細目告示第166条第2項第2号関係）

ア 自動車の運転者席側ドアストライカ付近に装着要領書に規定する速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付されているとともにラベルに記載されている車台番号が当該自動車の車台番号と一致していること。

イ 速度抑制装置の機能を損なう改変を防止するために装着要領書に規定する方法でベッド横又は助手席足元付近等にあるコントロールユニットのハーネス部の封印その他の措置が適正に施されていること。ただし、機械式速度抑制装置の場合には、自動車の電源投入時にエンジンルーム内にあるアクチュエータのリンケージ部分が動くことが確認できればよい。

ウ ①イの標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。

エ 装着要領書で指定した事業者が装着したことについて、装着証明書により確認できること。

④ 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、視認により次に該当すると認められたときは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第166条第2項第3号関係）

ア 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの

イ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの

5-10-3 欠番

5-10-4 適用関係の整理

4-10-4の規定を適用する。